

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお届けします。

件名 液晶モニター

契約区分 ☒ 確定契約 ☐ 概算契約（概算数量契約）

契約金額

	百	+	万	千	百	+	円
¥	1		9	2	5	0	0

☒ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

	万	千	百	+	円
¥	1	7	5	0	0

☐ 免税業者

内 訳（品名：品質、形状等）	数 量	単 価	金 額
グリーンハウス GH-LCW22L-BK 液晶モニター 21.5インチ	7台	25,000	175,000
合 計			175,000

納入場所（履行場所） 経済局中小企業振興課

納入期限（履行期間） 契約決定した日から30日以内

前 金 払 ☒ しない ☐ する

部 分 払 ☒ しない ☐ する（ 回以内）／部分払の基準 ☐ 設計書のとおり

支払時期の特約の確認 適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契約約款の適用 ☒ 物品供給契約約款 ☐ 物品製造（印刷製本）請負契約約款 ☐ 委託契約約款
☐ 修繕請負契約約款 ☐ 賃貸借契約約款 ☐ 設計・測量等委託契約約款
☐

（注意）

- 押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を必ず両方記載（同一の場合は「同上」可）し、両方の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、不受理とする。
- 「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、不受理とする。
- 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。
- 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。

横浜市 使用欄	横浜市担当者名	
	本件責任者又は担当者在籍確認日時	年 月 日 時 分
	確認方法	事前確認・電子メール・電話・その他（ ） 本人確認書類（ ）
	本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名	
	提出方法	紙 ・ 電子メール